

平成20年4月吉日

株式会社ホイッスルブローイング役職員の皆様

### 内部通報制度について

i 法律事務所  
弁護士 川内 康雄

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

#### 内部通報制度の趣旨について

さてこの度貴社において内部通報制度が整備されることとなり、当職が、貴社の内部通報窓口を担当することとなりました。

内部通報制度とは、貴社における法令遵守（コンプライアンス）を徹底させるため、役職員が、貴社内において法令に抵触する事象を発見した場合には、内部通報窓口へ報告することを要請し、その一方、内部通報を行った役職員の立場を保護することとするものです。今回貴社において制定された内部通報制度においては、法令違反を発見した役職員に対しては、内部通報を行うことを義務づけており、「見て見ぬふり」をした場合には、社内規程に違反することとなり、懲戒処分の対象となる場合があります。

また貴社の内部通報制度では、人権や環境等、企業倫理にかかる問題の通報も受け付けています。

内部通報は貴社の発展に寄与するものですので、皆様におかれましては、積極的に内部通報制度を利用するようお願いいたします。

#### 内部通報制度の利用にあたって

貴社の内部通報制度においては社内窓口と社外窓口（当職）が併設されております。通報に際しては、どちらの窓口に行っても構いません。通報手段はインターネット受付フォーム、電子メール、FAX、手紙、電話を利用することができます。インターネット受付フォーム及び電子メールは携帯電話からでも利用可能です。当職が通報を受けた場合には、内容の確認後、貴社に企業倫理委員会に調査及び対応を要請いたします。

通報時においては、匿名で通報していただくこともできますが、通報後の調査の実施に際して、詳細事項の確認ができないため、十分な調査が行えない場合があります。また当

職に通報する際には実名にて通報した場合であっても、開示についての明示的な許可がない限りは、当職から貴社に通知するに際して、通報者の氏名その他の個人情報を開示いたしません。

内部通報窓口は貴社の法令違反、倫理問題に関する通報窓口となりますが、役職員の皆様にとって特定の事象が内部通報制度の対象事項なのかどうかについての判断は困難であろうかと思われます。通報後に内部通報制度の対象とならない問題であることが判明した場合であっても、内部通報に準じて取り扱い、貴社の適切な部署に伝達して、対応を要請させていただきます。

内部通報に関連する法令として公益通報者保護法が制定されており、同法は、一定の要件を満たす場合に、企業外への通報を認めております。しかしながら貴社においては内部通報制度が公に制定されておりますので、貴社における自浄作用の発揮のため、外部通報が可能な場合であっても、可能な限り、社内窓口又は社外窓口へ通報いただくようお願いいたします。

なお当職は中立的な立場において内部通報制度社外窓口を担当いたしておりますので、通報内容に関する具体的な法律相談はお請けできません。必要な場合には適切な専門家をご紹介させていただきますので、その旨お知らせください。

敬具

当職連絡先	
住所	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル別館203号 i 法律事務所内
電話番号	06-7506-9455
FAX番号	06-6363-4270
インターネット 受付フォームアドレス	<a href="http://ilaw.jp/report/whistleblowing">http://ilaw.jp/report/whistleblowing</a>
電子メール	<a href="mailto:whistleblowing-report@homu.net">whistleblowing-report@homu.net</a>